

# 監事監査報告書

2026(令和8)年6月9日

学校法人芝浦工業大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人芝浦工業大学

監事 大江 功一

監事 飯島 敏春

監事 越智 文夫

私たち監事は、私立学校法第52条第1項第1号及び学校法人芝浦工業大学寄附行為第28条の規定に基づき、学校法人芝浦工業大学（以下「本法人」という。）の2025（令和7）年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いましたので、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。さらに、教学運営に係る重要会議にも出席し、教育研究活動に関する執行状況について確認しました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人である東陽監査法人（以下「会計監査人」という。）から、私立学校法施行規則第37条第3号に定める「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示して

いるものと認めます。

理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制体制に関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の監査方法及び結果は相当であることを認めます。

以上